

財務監督課	特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令（案）について	令和6年3月15日
<p>1 趣旨</p> <p>特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令（案）に係る意見募集手続の結果を公表するとともに、同命令を制定するもの。</p> <p>2 議決を受ける命令</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令（案）（別添1） <p><意見募集手続の結果></p> <ul style="list-style-type: none">・ 上記命令（案）に係る意見募集手続の結果（回答）（別添2） <p>→令和6年1月26日から2月25日まで実施した意見募集手続について、意見に対する回答を令和6年3月29日（命令の公布と同日）に公表するもの。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>公布 令和6年3月29日（金）</p> <p>施行 令和6年4月1日（月）（一部は公布同日施行）</p>		

○カジノ管理委員会規則
国土交通省令 第 号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十八条第一項、第四項、第八項、第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第十一項及び第十四項から第十六項までの規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

カジノ管理委員会委員長 北村 道夫

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令

第一条 特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和四年^{カジノ管理委員会規則}国土交通省令 第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名 正 後	名 正 前
<p>別記第三十二号様式（第八条第二項関係）</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 財務報告書</p> <p>【提出先】 カジノ管理委員会及び国土交通大臣</p> <p>【提出日】 年 月 日</p> <p>【事業年度】 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）</p> <p>【名称】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 【事業の状況】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【サステナビリティに関する考え方や取り組み】</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 3～第 5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。(9)において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下(4)において「経営成績等」という。）の状況の概要を記</p>	<p>別記第三十二号様式（第八条第二項関係）</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 財務報告書</p> <p>【提出先】 カジノ管理委員会及び国土交通大臣</p> <p>【提出日】 年 月 日</p> <p>【事業年度】 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）</p> <p>【名称】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 【事業の状況】</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第 3～第 5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。(9)において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下(4)において「経営成績等」という。）の状況の概要を記</p>

<p>載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>なお、経営成績等の状況の概要には a に掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には b に掲げる事項を含めて記載すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 経営成績等の状況に関して、事業全体及び業務区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を、財務報告書に記載した他の項目の<u>内容並びに認定区域整備計画及び事業計画の実施状況</u>と関連付けて記載すること。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) 監査の状況</p> <p>a 監査人監査の状況について、次のとおり記載すること。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 当事業年度における提出会社の監査人の活動状況（会議体の開催頻度、<u>具体的な検討内容及び個々の監査人の出席状況等</u>）を記載すること。</p> <p>b 内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会及び監査人に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む。）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(12)・(13) (略)</p>	<p>載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>なお、経営成績等の状況の概要には a に掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には b に掲げる事項を含めて記載すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 経営成績等の状況に関して、事業全体及び業務区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を、<u>報告書に記載した他の項目の内容及び認定区域整備計画及び事業計画の実施状況</u>と関連付けて記載すること。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) 監査の状況</p> <p>a 監査人監査の状況について、次のとおり記載すること。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 当事業年度における提出会社の監査人の活動状況（会議体の開催頻度、<u>主な検討事項及び個々の監査人の出席状況等</u>）を記載すること。</p> <p>b 内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(12)・(13) (略)</p>
--	--

第二条 特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	前条の規定による改正後
<p>(財務諸表その他の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要な体制)</p> <p>第十七条 法第二十八条第八項の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要なものとしてカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める体制は、個別財務諸表及び個別財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告(第二十条第三項において「財務報告」という。)が法令等に従って適正に作成されるための体制(第十九条第二項及び第二十条第三項において「財務報告に係る内部統制」という。)とする。</p> <p>(財務報告書等の訂正)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 法第二十八条第十項の規定によりその内容を訂正した財務報告に係る内部統制報告書(次項において「訂正内部統制報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 訂正の対象となる財務報告に係る内部統制報告書の提出日</p> <p>二 訂正の理由</p> <p>三 訂正の箇所及び訂正の内容</p> <p>3 前項第一号の訂正の対象となる財務報告に係る内部統制報告書に財務報告に係る内部統制は有効である旨の記載がある場合において、訂正内部統制報告書に開示すべき重要な不備(財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い財務報告に係る内部統制の不備をいう。以下この項において同じ。)があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載するときは、前項第二号の訂正の理由は、次に掲げる事項について記載するものとする。</p> <p>一 当該開示すべき重要な不備の内容</p> <p>二 当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置があ</p>	<p>(財務諸表その他の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要な体制)</p> <p>第十七条 法第二十八条第八項の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要なものとしてカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める体制は、個別財務諸表及び個別財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告が法令等に従って適正に作成されるための体制(第十九条第二項において「財務報告に係る内部統制」という。)とする。</p> <p>(財務報告書等の訂正)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

る場合には、当該措置の内容及び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正の状況

三 財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正した経緯

四 当該訂正の対象となる財務報告に係る内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由

(四半期報告書に係る準用)

第二十五条 第十二条及び第十三条(第七号から第九号までを除く。)の規定は四半期報告書について、第十五条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条第一項の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第十項のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める事由について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「公認会計士等監査報告書」とあるのは「第三十条第一項に規定する公認会計士等四半期レビュー報告書」と、「監査人財務監査報告」とあるのは「監査人四半期監査報告」と、同条第二号及び第三号中「個別財務諸表」とあるのは「四半期個別財務諸表」と、同条第二号中「連結財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織の使用による情報の提供)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 法第二十八条第十四項の措置(以下この条において「措置」という。)は、第一項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。)を使用する方法によらなければならない。

4 措置を講ずる場合には、当該措置の開始後五年を経過する日までの間(次項において「電子公告期間」という。)、継続して当該措置を

(四半期報告書に係る準用)

第二十五条 第十二条及び第十三条(第七号から第九号までを除く。)の規定は四半期報告書について、第十五条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第十項のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める事由について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「公認会計士等監査報告書」とあるのは「第三十条第一項に規定する公認会計士等四半期レビュー報告書」と、「監査人財務監査報告」とあるのは「監査人四半期監査報告」と、同条第二号及び第三号中「個別財務諸表」とあるのは「四半期個別財務諸表」と、同条第二号中「連結財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織の使用による情報の提供)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 法第二十八条第十四項の措置(以下この条において単に「措置」という。)は、第一項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。)を使用する方法によらなければならない。

4 措置を講ずる場合には、当該措置の開始後三年を経過する日までの間(次項において「電子公告期間」という。)、継続して当該措置を

講じなければならない。

5 (略)

(公認会計士等と認定設置運営事業者等との特別の利害関係)

第二十八条 法第二十八条第十五項に規定する公認会計士に係るカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一～五 (略)

六 公認会計士若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第二条第八号に規定する持分法が適用される非連結子会社(同条第六号に規定する非連結子会社をいう。))又は関連会社(同条第七号に規定する関連会社をいう。)をいう。次項において同じ。)との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで(補助者にあつては、同号を除く。)に掲げる関係を有する場合

2 法第二十八条第十五項に規定する監査法人に係るカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一 (略)

二 公認会計士法第三十四条の十一の二第一項又は第二項の規定により同法第二条第一項に規定する業務を行つてはならない場合

三・四 (略)

講じなければならない。

5 (略)

(公認会計士等と認定設置運営事業者等との特別の利害関係)

第二十八条 法第二十八条第十五項に規定する公認会計士に係るカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一～五 (略)

六 公認会計士、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)以下この号において「連結財務諸表規則」という。))第二条第八号及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十四号)以下この号において「四半期連結財務諸表規則」という。))第二条第十一号に規定する持分法が適用される非連結子会社(連結財務諸表規則第二条第六号及び四半期連結財務諸表規則第二条第九号に規定する非連結子会社をいう。))及び関連会社(連結財務諸表規則第二条第七号及び四半期連結財務諸表規則第二条第十号に規定する関連会社をいう。)をいう。次項において同じ。)との間に、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係(補助者については同項第七号に掲げる関係を除く。)を有する場合

2 法第二十八条第十五項に規定する監査法人に係るカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一 (略)

二 公認会計士法第三十四条の十一の二の規定により同法第二条第一項に規定する業務を行つてはならない場合

三・四 (略)

五 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員の内親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合

七 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあつては、同号を除く。）に掲げる関係を有する場合

八 監査法人の社員のうち、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に公認会計士法施行令第十五条第五号に掲げる関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

（財務報告書等の監査証明の手続）

第三十条 法第二十八条第十五項前段の規定による財務報告書の監査証明は、財務報告書の監査を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等監査報告書（以下「公認会計士等監査報告書」という。）により、四半期報告書の監査証明は、四半期報告書の監査（次項及び第三十五条において「四半期レビュー」という。）を実施した公認会計士等

五 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する社員の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合

七 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係（補助者については同項第七号に掲げる関係を除く。）を有する場合

八 監査法人の社員のうち、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計士法施行令第十五条第五号に掲げる関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の公認会計士法施行令第十五条第七号に掲げる関係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項若しくは公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

（財務報告書等の監査証明の手続）

第三十条 法第二十八条第十五項前段の規定による財務報告書の監査証明は、財務報告書の監査を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等監査報告書（以下単に「公認会計士等監査報告書」という。）により、四半期報告書の監査証明は、四半期報告書の監査（次項及び第三十五条において「四半期レビュー」という。）を実施した公認会計

が作成する公認会計士等四半期レビュー報告書（以下「公認会計士等四半期レビュー報告書」という。）により、それぞれ行うものとする。

2 (略)

3 企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

一・二 (略)

三 期中レビュー基準

四 (略)

別表第一 勘定科目表（第五条第一項関係）

資産 (略)

負債 (略)

純資産 (略)

収益及び費用 (略)

備考

1 (略)

2 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表における勘定科目は、この表に定めるもののほか、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2編第2章から第3章の2までの規定に準じて設定する。

別記第三十二号様式（第八条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

財務報告書

カジノ管理委員会及び国土交通大臣

年 月 日

士等が作成する公認会計士等四半期レビュー報告書（以下単に「公認会計士等四半期レビュー報告書」という。）により、それぞれ行うものとする。

2 (略)

3 企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

一・二 (略)

三 期中レビュー基準

四 (略)

別表第一 勘定科目表（第五条第一項関係）

資産 (略)

負債 (略)

純資産 (略)

収益及び費用 (略)

備考

1 (略)

2 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表における勘定科目は、この表に定めるもののほか、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2章から第3章の2まで及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第2章から第3章の2までの規定に準じて設定する。

別記第三十二号様式（第八条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

財務報告書

カジノ管理委員会及び国土交通大臣

年 月 日

【事業年度】 第 期 (自 年 月 日) 至 年 月 日)

【名称】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】

第 1 (略)

第 2 【事業の状況】

1～4 (略)

5 【重要な契約等】

6・7 (略)

第 3・第 4 (略)

第 5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) (略)

(2) 【その他】 13

2 【個別財務諸表等】

(1) 【個別財務諸表】 14

①～⑤ (略)

(2) (略)

(3) 【その他】 15

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 財務報告書の作成については、この様式の記載上の注意に定めるところによるものとし、この様式の記載上の注意に定めのない事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第3号様式に準じて記載すること。こ

【事業年度】 第 期 (自 年 月 日) 至 年 月 日)

【名称】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】

第 1 (略)

第 2 【事業の状況】

1～4 (略)

5 【経営上の重要な契約等】

6・7 (略)

第 3・第 4 (略)

第 5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) (略)

(2) 【その他】

2 【個別財務諸表等】

(1) 【個別財務諸表】 13

①～⑤ (略)

(2) (略)

(3) 【その他】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 財務報告書の作成については、この様式の記載上の注意に定めるところによるものとし、この様式の記載上の注意に定めのない事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第3号様式に準じて記載すること。こ

の場合において、財務報告書を提出する事業者（以下「提出会社」という。）は上場会社等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の5第1項の表の第1号に規定する上場会社等をいう。）とみなす。

b (略)

(2)～(12) (略)

13 その他

提出会社が、当連結会計年度において四半期報告書を提出した場合には、当連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下13において同じ。）に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（各四半期連結累計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

14 (略)

15 その他

提出会社が、四半期報告書を提出した場合であつて、四半期連結財務諸表を作成していないときには、当事業年度における各四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（各四半期累計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。

別記第三十五号様式（第二十一条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【提出先】 カジノ管理委員会及び国土交通大臣

【提出日】 年 月 日

【四半期会計期間】 第 期第 四半期（自 年 月 日

至 年 月 日）

の場合において、財務報告書を提出する事業者（以下「提出会社」という。）は上場会社等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の4の7第1項に規定する上場会社等をいう。）とみなす。

b (略)

(2)～(12) (略)

(新設)

13 (略)

(新設)

別記第三十五号様式（第二十一条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【提出先】 カジノ管理委員会及び国土交通大臣

【提出日】 年 月 日

【四半期会計期間】 第 期第 四半期（自 年 月 日

至 年 月 日）

【名称】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】

第1 【法人の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】 (2)

2 【事業の内容】 (3)

第2 【事業の状況】

1 (略)

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (4)

3 【重要な契約等】

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1)～(4) (略)

(5) 【大株主の状況】 (5)

(表 略)

(6) (略)

2 (略)

第4 【経理の状況】

1 【四半期連結財務諸表等】

(1) 【四半期連結財務諸表】 (6)

①～③ (略)

(2) (略)

2 【四半期個別財務諸表等】

(1) 【四半期個別財務諸表】 (7)

①～④ (略)

(2) (略)

【名称】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】

第1 【法人の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

2 【事業の内容】 (2)

第2 【事業の状況】

1 (略)

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (3)

3 【経営上の重要な契約等】

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1)～(4) (略)

(5) 【大株主の状況】

(表 略)

(6) (略)

2 (略)

第4 【経理の状況】

1 【四半期連結財務諸表等】

(1) 【四半期連結財務諸表】 (4)

①～③ (略)

(2) (略)

2 【四半期個別財務諸表等】

(1) 【四半期個別財務諸表】 (5)

①～④ (略)

(2) (略)

(記載上の注意)

(1) (略)

(2) 主要な経営指標等の推移

a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合において、第4【経理の状況】において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を記載するときは、売上高、親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額及び1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額について、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間 (b)において「前年同四半期連結会計期間」という。)に係るものの括弧書きを併せて記載すること。

b 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合には、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を記載すること。ただし、aにおいて記載した場合はこの限りでない。

c 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合において、第4【経理の状況】において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載するときは、売上高、四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額について、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間 (d)において「前年同四半期会計期間」という。)に係るものの括弧書きを併せて記載すること。

d 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を記載すること。ただし、cにおいて記載した場合はこの限りでない。

(3) 事業の内容

(記載上の注意)

(1) (略)

(新設)

(2) 事業の内容

<p>当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期累計期間。<u>(4) a</u>及び<u>(4) b</u>において同じ。）において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>なお、法第28条第2項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> 大株主の状況</p> <p>当四半期会計期間が第2四半期会計期間（7月1日から9月30日までの期間をいう。）である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。</p> <p><u>(6)・(7)</u> (略)</p>	<p>当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期累計期間。<u>(3) a</u>及び<u>(3) b</u>において同じ。）において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>なお、法第28条第2項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p><u>(3)</u> (略) (新設)</p> <p><u>(4)・(5)</u> (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

(電子情報処理組織の使用による情報の提供に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（以下「新命令」という。）第二十七条第四項の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定複合観光施設区域整備法第二十八条第十四項の措置を講ずる場合について適用し、施行日前に同項の措置を講じている場合については、なお従前の例による。

(勘定科目に関する経過措置)

第三条 新命令別表第一の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る連結財務諸表及び四半期連結財務諸表については、なお従前の例による。

(財務報告書に関する経過措置)

第四条 第一条の規定による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ

設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令別記第三十五号様式の規定は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

**「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う
設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案」
に関する意見募集の結果について**

令和6年3月29日
カジノ管理委員会
国土交通省観光庁

1. 意見募集の結果

カジノ管理委員会及び観光庁では、「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案」につきまして、令和6年1月26日から同年2月25日までの間、広く意見の募集を行いましたところ、1件の御意見をいただきました。皆様の御協力に厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見及びそれに対する考え方について別紙1（特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案に関する意見及びそれに対するカジノ管理委員会及び観光庁の考え方）のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

2. 公布・施行日

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令は、法制的観点から所要の検討を加えた上で、本日公布され、本日施行分を除き令和6年4月1日に施行されます。

（参考）公布された条文

「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令案」に関する意見及びそれに対するカジノ管理委員会及び観光庁の考え方

意見（原文）	カジノ管理委員会及び観光庁の考え方
<p>そろそろパチンコについても賭博であるとして、同等の監査および会計に関する命令の対象範囲に加えてください。</p>	<p>御指摘の点については、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）が定めるカジノ行為に該当しないことから、同法の委任を受けて制定される特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和4年カジノ管理委員会・国土交通省令第1号）の対象範囲に加えることはできません。</p>